

～「勤労者の骨髄ドナー確保等活動支援金」のご案内～

命を救うボランティア「骨髄移植ドナー」を応援する企業に支援金を交付します。



骨髄移植とは

白血病等の血液難病に有効な治療法で、ボランティアとして骨髄等を提供するドナーの善意により支えられています。

骨髄移植ドナーの現状

日本骨髄バンクのドナー登録者は全国で52万人を超え、移植を待つ患者さんの約96%に適合するドナーが見つかる状況です。

しかし、ドナー登録者が感じる仕事を休むことへの抵抗や骨髄採取への不安から、移植に至らないケースがあり、移植を受けられるのは登録患者の6割程度にとどまっています。



兵庫県では、骨髄ドナー登録のPRやドナーが骨髄提供しやすい職場環境づくりに取り組む企業・団体に支援金を交付する制度を平成29年度から実施しています。

支援金の交付対象

「健康づくりチャレンジ企業」に登録されていて、かつ次の3区分すべてについて各1項目以上を満たす事業所

区分	項目
支援制度	① 骨髄等ドナー休暇制度の導入・運用 ② 骨髄等提供のために休んだ場合の給与相当分を補償する仕組みの導入・運用
普及啓発	① 骨髄等移植に関する社内外への啓発活動の実施 ② ドナー経験者又は元患者等を招いての講習会の開催（他企業との共催可）
機会確保	① 献血併行型ドナー登録会の開催（他企業との共催可） ② 骨髄バンクドナー登録制度の説明員有資格者が1人以上在籍

令和元年度以前に交付を受けた事業所については、従前より実施項目を増やす場合のみ交付対象とします。詳しくは薬務課までお問い合わせください。

交付額

10万円／1事業所当たり（定額）
（1企業当たり同一年度は1回のみ。）

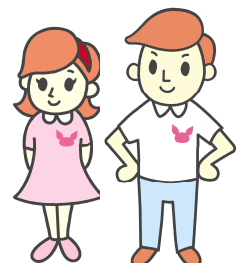
お問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課（担当：薬務指導班）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL：078-341-7711（内線3309） FAX：078-362-4713

E-mail：yakumuka@pref.hyogo.lg.jp



支援金申請・交付の流れ

① 企業において事業計画検討・作成（令和2年度中に実施する計画） ※1



② 交付申請（計画が固まった時点で、事業計画書を添えて薬務課に申請）



③ 書類審査・交付決定（薬務課で交付決定し、申請企業に通知）



④ 事業実施（企業において、事業計画に沿って事業実施）



⑤ 事業実績報告・請求書提出（事業が完了した旨を薬務課に報告。）



⑥ 支援金交付（薬務課が事業実績を確認し、ご指定の口座に振り込み） ※2

※1 支援金申請は、健康づくりチャレンジ企業に登録されていることが前提条件となります。登録がまだの場合は、まず登録をお願いします。（下記を参照）

※2 支援金は、骨髄等ドナーへの支援や広報などに幅広く使っていただけます。

詳細はこちら

兵庫県薬務課のホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf18/hw15_000000019.htmlをご覧ください。（兵庫県ホームページ → 「暮らし・教育」 → 「健康・福祉」 → 「薬・献血」 → 「勤労者の骨髄ドナー確保等活動支援金について」）

※支援金交付申請要領及び必要書類の様式をダウンロードできます。

参考：健康づくりチャレンジ企業とは

従業員・職員やその家族の健康づくりに積極的に取り組む企業・団体を、兵庫県が「健康づくりチャレンジ企業」として募集・登録し、その取組を支援しています。

登録は、所定の申込用紙に記入のうえ、県庁の健康増進課にFAXするだけでOKです。

健康づくりチャレンジ企業URL：

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/kenkou_challenge.html

◆登録のメリット

- ・各種補助制度の利用（健康教室開催、女性特有のがん検診受診など）
- ・メンタルヘルス対策など専門家から助言
- ・情報提供や研修会のご案内 など

詳しくは「健康づくりチャレンジ企業」ホームページ又はパンフレットをご覧ください。

